

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年1月10日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
左近山中学校 職員室空調機修繕委託
- 2 履行（納品）場所
左近山中学校（横浜市旭区左近山 1335-2）
- 3 契約日
令和5年8月17日
- 4 履行日又は履行期間
令和5年9月30日
- 5 契約金額
3,080,000円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
株式会社イワック
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
職員室の空調機が故障し、学校運営に多大な支障が生じたため、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から、事案が生じた時点ですみやかに対応が可能である業者を選定した。
- 9 所管課
教育施設課営繕係